

物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の 各業務・システム最適化計画の概要

第1 業務・システムの概要

物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務は、各府省において、各局各課からの要求・申請を大臣官房の会計部門が審査・決裁することにより実施されているが、未だ手作業に頼る部分が多く、ほとんどシステム化されていない。

これらの業務の最適化に当たっては、「内部管理業務の業務見直し方針」（2003年（平成15年）7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に示されている考え方にに基づき、決裁の電子化及び各種入力業務の自動化、支払の電子化、決裁階層の簡素化及びモニタリング（継続監視）の仕組みの導入、業務処理の標準化、情報の一元管理、外部委託化、必要な内部規程の見直し、最適な情報システムの構築を行うことを基本理念とする。

第2 最適化の実施内容

1 物品調達及び物品管理業務・システム

(1) 決裁の電子化及び入力の自動化

- 情報システムを活用した「電子決裁」の原則化 等

(2) 調達・契約手続の合理化等

- 電子モール（電子商店街）を活用した少額物品調達の合理化
- 電子入札システムの使用促進、電子契約システムの構築等によるペーパーレス化の推進 等

(3) 支払の電子化

- 現金支払から振込への切り替え

(4) 決裁階層の簡素化

- 各決裁権者における決裁階層を二段階以内に簡素化
- 定期的なモニタリング（継続監視）及び監査の実施 等

(5) 業務処理の標準化

- 各種帳票類の記載事項の標準化、帳票類の簡素化 等

(6) 情報の一元管理

- 「全府省共通の予算執行等管理システム」の開発・運用

(7) 物品管理業務の外部委託化

- 現物の受渡しや標示票の貼付などの業務の外部委託化

2 謝金・諸手当業務・システム

上記1「物品調達及び物品管理業務・システム」の最適化と同様の取組を行う（(2)及び(7)を除く）。

3 補助金業務・システム

上記1「物品調達及び物品管理業務・システム」の最適化と同様の取組を行う（(2)、(3)及び(7)を除く）。このほか、現地調査における外部専門家の活用（確定検査の一

部を、公認会計士や税理士等の職業専門家や官庁OBの会計業務経験者等の外部専門家を充てることを可能とする。)を図る。

4 旅費業務・システム

上記1「物品調達及び物品管理業務・システム」の最適化と同様の取組を行う(2)及び(7)を除く)。このほか、支払業務の合理化(「精算払」の原則化等)及び旅費計算業務等の外部委託化を図る。

5 各府省における内部規程の見直し

6 情報システムの共通化

「全府省共通の予算執行等管理システム」と「人事・給与関係業務情報システム」、「電子入札システム」等の関連するシステムとの間のデータ連携を図る。

7 情報システムの安全性・信頼性の確保及び個人情報等の保護

上記の取組により、システム開発及び4年間の運用に係る経費について約325億円(試算値)の削減、年間延べ約55万日分(試算値)の業務処理時間の短縮が見込まれる。

(注1) 経費の削減効果(試算値)は、本最適化計画に基づいて開発・運用を行う新たな全府省共通の予算執行等管理システムを開発する場合の費用(システム開発費)及び4年間のシステムの運用に要する費用(システム運用費)を推計し、これと同等の要件を満たすシステムを各府省が独自に開発する場合のシステム開発費及び4年間のシステム運用費を基に推計した府省全体の費用の所要額との差額を示したものであって、各府省における情報システム関係費用の削減可能額を意味するものではない。

(注2) 業務処理の効率化効果(試算値)は、業務処理時間の短縮に係る民間の知見と一部府省を対象に調査した物品調達等業務の処理時間を基に、全府省共通の予算執行等管理システムが導入され、本システムの導入に伴うデータ整備等の一時的な事務負担増が解消されるとともに、本最適化計画に記述された業務の効率化が図られた場合に、どの程度の短縮が見込まれるかを大まかに試算したものであり、各府省におけるシステム化を含む現在の業務処理の実情により、実際の効果は大きく変動しうる。

第3 最適化工程表

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度以降
新システムの開発		17年度、18年度及び19年度予算により、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費に係る情報システムを開発 関連するシステムとのデータ連携方法の調整				
各府省内部規程類の改正		各府省における内部規程類の改正 改正した内部規程類の周知徹底				
新業務・システムへの移行		内部規程類の改正や、情報システムの開発がなくても実施できる最適化項目は可能な限り速やかに実施。例えば、支払業務の「センター支出官による集中型」への切り替えは、原則として19年度までに完了(ただし、新たな情報システムがないと対応が極めて困難なものを除く)。			順次、今回の「最適化計画」で示している、新業務・システムの実現	